

2級厳選過去問題集〔2025年度版〕（2024年7月20日発行）

該当箇所	誤	正
250 ページ 問 32(解説) 選択肢エ 2行目～3行目	農林水産物等又はこれに類似する商品又はその商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似の名称は、 商標権者本人であるか否かにかかわらず、地理的表示の登録を受けることができません(地理的表示法 13 条1項4号ロ)。	農林水産物等又はこれに類似する商品又はその商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似の名称は、 商標権者本人だけではなく、商標権者から承諾を得た者が申請を行う場合も、地理的表示の登録をすることができます(地理的表示法 13 条2項)。
293 ページ 問 29(解説) 選択肢ウ 2行目～3行目	食器Aについて 新規性喪失の例外の適用を受けて意匠登録を受けるためには、 食器Aの販売を開始した日ではな く、食器A が公知となった日から1年以内に意匠登録出願を行う必要があります(意4条2項)。	新規性喪失の例外の適用を受けて意匠登録を受けるためには、 その意匠 が公知となった日から1年以内に意匠登録出願を行う必要があります(意4条2項)。 したがって、食器Aの販売を開始した日から1年以内に意匠登録出願をしなければなりません。